

市第38号議案

横浜市各農業委員会の選挙による委員の定数等に関する
条例の全部改正

横浜市各農業委員会の委員等の定数に関する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市各農業委員会の委員等の定数に関する条例

横浜市各農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（昭和56年7月横浜市条例第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、横浜市の各農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び各農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

（農業委員の定数）

第2条 農業委員の定数は、次のとおりとする。

名 称	区 域	定 数
横浜市中心農業委員会	鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	19人
横浜市南西部農業委員会	西区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区	14人

（推進委員の定数）

第3条 推進委員の定数は、次のとおりとする。

名 称	区 域	定 数
横浜市中央農業委員会	鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、 緑区、青葉区、都筑区	19 人
横浜市南西部農業委員会	西区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、戸 塚区、栄区、泉区、瀬谷区	11 人

附 則

この条例は、平成29年 8 月18日から施行する。

提 案 理 由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、各農業委員会の委員及び各農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、横浜市各農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の全部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市各農業委員会の選挙による委員の定数等に関する

条例（現行）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の規定に基づき、横浜市の各農業委員会の選挙による委員の定数及び横浜市中心農業委員会の部会を構成する委員の定数を定めるものとする。

（選挙による委員の定数）

第 2 条 各農業委員会の選挙による委員の定数は、次のとおりとする。

名 称	区 域	定 数
横浜市中心農業委員会	鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	30 人
横浜市南西部農業委員会	西区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区	20 人

（部会の委員の定数）

第 3 条 横浜市中心農業委員会の農地部会及び農政部会を構成する委員の定数は、次のとおりとする。

区 分	選挙による委員が互選した者	法第12条第1号の委員が互選した者	法第12条第2号の委員が互選した者
農 地 部 会	15 人	2 人	2 人
農 政 部 会	15 人	2 人	2 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第 8 条 （第 1 項省略）

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

（第 3 項から第 7 項まで省略）

第 18 条 （第 1 項省略）

2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

（第 3 項から第 5 項まで省略）